

農地法第 5 条の規定による農地転用関係提出書類一覧表

R1.6 修正

★は必須 ☆は申請により	部数	注意事項	セルフチェック欄
★申請書	正副 各1部	農地法第 5 条の規定による許可申請書 ① 譲渡人・譲受人の署名が必要 ② 必要事項をすべて記入 (計画、土地の選定理由等も具体的に記載する)	
★位置図	2部	申請地を示した図(住宅地図等)	
★登記簿	2部	申請地の登記簿謄本(法務局にて) ※全部事項証明書で、発行から3ヵ月以内のもの ※1部コピーでOK	
★土地の公図	2部	① 申請地を中心に写す(法務局にて) ※インターネットでの登記情報サービス提供のものも可 ※1部コピーでOK ② 隣接する全ての土地の地目・所有者を記入 ③ 隣接する農地の耕作者を記入	
★配置図	2部	全体計画の区域と施設の配置を記載	
★建物等の 設計図・ 事業計画図	2部	転用計画建物等の立面図、平面図 駐車場、資材置き場、太陽光施設等については土地造成・ 構造物の計画図	
★排水計画書	2部	汚水、雨水排水の処理経路を示す図	
★預金残高証明・ 融資証明等	2部	資金計画に基づき、事業を実施するために必要な資力及び 信用があることが確認できる書面 ※1部コピーでOK	
★同意書 ① ★担当農業委員の 意見書	1部	同意書…申請地の隣接農地の所有者(及び耕作者)全員に 転用の同意を得たうえ、住所・氏名・捺印を貰う 意見書…申請に必要な書類を全て揃え、申請地の担当農業 委員へ見せる	
☆同意書 ②	1部	雨水排水の放流予定の水利権者に説明し、同意書に住所・ 氏名・捺印を貰う	
☆事業計画書	2部	事業計画の概要が判るもの(個人住宅は添付不要)	
☆承諾書	1部	申請地が抵当権設定された土地の場合、債権者の承諾書が 必要	
☆定款もしくは 法人登記簿	各 1部	申請者が法人の場合、定款もしくは登記簿(登記事項証明 書)を提出(登記簿は法務局にて、発行から3ヵ月以内の もの)	

・・・裏面へ続く・・・

☆工事工程表	1部	事業計画面積が 5000 m ² 以上のもの (その他は申請書記載で可)	
☆関係法令の許認可等に係る申請書の写し等	1部	都市計画法・森林法・砂利採取法等	
☆土地改良区の意見書	1部	土地改良区の地区内にある農地の場合 (意見を求められた日から 30 日経過後も意見が得られない場合には、その事由を記載した書面)	
☆地区内道水路の処置に係る所管部局との調整を証する書面	1部	事業地内に道水路がある場合 例) 道路占用許可証の写し、水路占用許可証の写し等 (建設水道課)	
☆その他参考とする書類 (許可申請の審査をするにあたって、特に必要がある場合に限る)			
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票、戸籍謄本、相続関係書類等…申請書と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合 ・印鑑証明書…抵当権者等利害関係人の同意書を求めた場合でその真意を確認する必要がある場合 			
☆太陽光発電を計画されている方	別紙参照	太陽光発電設備の設置に係る農地転用許可申請提出書類一覧をご確認のうえ、提出ください。	

※ 必要に応じ、その他の説明書類を求める場合があります。

※ 2部必要な書類は1部コピーで提出可能です。

※ 窓口で書類のコピーができます。その場合、1枚10円のコピー代が必要となります。